

## 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可に関する審査基準及び要綱の一部改正について

保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例のほか、国通知の内容や県独自基準を定めた審査基準及び要綱（以下「審査基準等」という。）により規定している。

このたび、審査基準等に国通知等の内容を規定している箇所について当該国通知等の改正内容を反映するほか、県独自基準について審査基準から要綱に位置付けを変更する等の見直しを行う。

### 1 改正する審査基準・要綱

- ・保育所設置認可に関する審査基準
- ・保育所設置認可等に関する要綱
- ・幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準
- ・幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱

### 2 主な改正内容

#### (1) 国通知等改正内容の反映

国通知等の改正内容を審査基準等に反映させる。なお、国通知等の文言を審査基準等に規定している部分については、今後、国通知等の改正内容を速やかに審査基準等に適用できる形に改める。

#### (2) 審査基準から要綱への位置付けの変更

現在、保育所及び幼保連携型認定こども園の両審査基準に位置付けている乳児室等と保育室の設置に関する県独自基準については、安全面に配慮しつつ現状に即した規定とし、要綱に位置付けを変更した上で以下のとおり改正する。

改正案	現行
○保育所設置認可等に関する要綱 第2 4 (4) 2歳未満児は、2歳以上児と発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満児の乳児室・ほふく室と2歳以上児の保育室とは別の室とすること。	○保育所設置認可に関する審査基準 第六条 3 0・1歳児と2歳以上児は、発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満児の乳児室等と2歳以上児の保育室とは別の室とし、天井までの壁等で仕切られた独立の室とすること。
○幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱 第2 4 (4) 2歳未満の園児は、2歳以上の園児と発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満の園児の乳児室・ほふく室と2歳以上の園児の保育室とは別の室とすること。	○幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準 第七条 3 0・1歳の園児と2歳以上の園児は、発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満の園児の乳児室等と2歳以上の園児の保育室とは別の室とし、天井までの壁等で仕切られた独立の室とすること。

### 3 施行期日

令和2年4月1日